

(制度名：指定紛争処理機関が行う保険金等又は共済金等の

支払に関する紛争の調停)

(自動車交通局、金融庁)

1. 制度の概要

指定紛争処理機関は、自賠責保険・共済の保険金等又は共済金等の支払に関する紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請により、当該紛争の調停（以下「紛争処理」という。）を行う。

2. 指定、登録等の基準

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）

（指定紛争処理機関の指定等）

第23条の5 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。

- 一 職員、紛争処理業務の実施の方法その他の事項についての紛争処理業務の実施に関する計画が、紛争処理業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の紛争処理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員及び職員の構成が、紛争処理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 紛争処理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて紛争処理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、紛争処理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

2～5 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構	平成14年4月	東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル 11階 03-5296-5031	自動車損害賠償保障法第23条の5に掲げる基準に適合すると認められるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
紛争処理業務については、料金を徴収していないが、一定の場合に実費を徴収することができることとしている。	自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成13年内閣府・国土交通省令第2号） （当事者が負担する費用） 第26条 指定紛争処理機関は、当事者の申立てに係る鑑定、証人の出頭その他の紛争処理の手續に要する費用で、指定紛争処理機関の長が相当と認めるものを、当事者に負担させることができる。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定。